

慶沢園管理運営業務委託
公募型プロポーザル方式受託者選定会議開催要綱

制 定 令和6年7月19日

(目的)

第1条 大阪市建設局が実施する「慶沢園管理運営業務委託」に係る委託先事業者の選定を行うにあたり、有識者等の意見を聴くことを目的として、「『慶沢園管理運営業務委託』公募型プロポーザル方式受託者選定会議」(以下「選定会議」という。)を開催する。

(聴取事項)

第2条 選定会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 資格審査基準に関すること
- (2) 提案書評価基準に関すること
- (3) 提案書に対する評価に関すること
- (4) その他、受託者選定に必要な事項

(選定会議の委員)

第3条 委員は、前条に掲げる事項に関する見識を有する者のうちから3名を大阪市建設局長が委嘱する。

- 2 委員長は委員の互選により定め、選定会議の議事を進行する。
- 3 委員長に事故等がある場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 選定会議は、大阪市建設局公園緑化部調整課企画運営担当課長が招集する。

- 2 第2条に係る意見聴取にあたっては、前項の規定に関わらず、個別面談その他の方法により意見聴取することをもって会議に代えることができる。

(審査の公正性の確保)

第5条 受託者選定の公正性を確保するため、次の各号に留意することとする。

- (1) 選定会議当日は、原則非公開とする。
- (2) 委員名は、選定会議の目的を達した後に公表する。
- (3) 委員が、審査の内容と利害関係が生じるおそれのある場合は、選定会議に参加しない。

(4) 選定会議では、提案者の特定できる内容をマスキングした提案書を使用する。

(委員の守秘義務)

第6条 委員は、所管業務を遂行する上で知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 選定会議の庶務は、大阪市建設局公園緑化部調整課企画運営担当において行う。

附則

この要綱は、令和6年7月19日から施行する。